第３号様式（第５条関係）

誓約書兼承諾書

誓約要件

□ (1)　移住者が市内に住所を有していない者で、市外に１年以上居住している者であること。

□ (2)　移住者が申請日において、満 65 歳未満の者であること。

□ (3)　転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入でないこと。

□ (4)　移住者が定住を誓約できる者であること。

□ (5)　移住者が本市への移住後、市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。

□ (6)　補助金申請者と同一の世帯を構成する世帯員全員が、市税等前住所地に納入すべき納入金を完納していること。

□ (7)　補助金申請者の属する世帯を構成する世帯員全員が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者でないこと。

□ (8)　移住者が、大学等へ進学し卒業後直ちに津久見市に居住している 3 親等以内の親族等と同居して生活を共にする者でないこと。

□ (9) 移住者等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

□ (10) 本補助金の交付に係る審査及び交付後の居住状況の確認のため、私及び私と世帯を同じくする者に係る住民基本台帳の記録及び納税状況等個人情報等に関し、市長が関係機関に照会し、調査することに同意します。

□ (11) 他市において、移住応援給付金及び大分県移住支援金の交付を受けていないこと。

□ (12) 要綱第 10 条に該当した場合、速やかに補助金を返還すること。

承諾要件

□ (1)　誓約要件(6)について、市が市区町村税の滞納の有無に関する情報を照会・確認すること。

□ (2)　誓約要件(9)について、市が必要な場合には、大分県警察本部、その他関係機関に照会すること。

上記の誓約要件及び承諾要件 の □ に「レ」を入れたものについては、誓約及び承諾します。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞